平成２２年（フ）第３６号
静岡県伊豆の国市古奈412番地の３　エムアーク102号
債務者　中島ミツ子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
静岡県田方郡函南町平井990番地の４
債務者　鈴木　芳夫
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
静岡県沼津市大岡2434番地の２　ヴィラＭＩＹＡＫＯ201号、前住所静岡県田方郡函南町平井990番地の４
債務者　鈴木　浩之
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５６号
静岡県裾野市平松93番地の５
債務者　渡部美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９３号
愛知県春日井市町屋町4072番地７
債務者　宇佐見和子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
京都府舞鶴市字市場148番地１
債務者　濵　　政美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
大阪府枚方市桜丘町５番４―503号
債務者　長谷川美沙（旧姓白﨑）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２６号
大阪府茨木市中津町22番37号　ハイツ森田101号、住民票上の住所京都府京都市西京区松尾木ノ曽町42番地５
債務者　鵜野　達史
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３号
大阪市大正区南恩加島３丁目８番12―704号
債務者　片岡　春美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４６号
大阪府豊中市服部西町１丁目５番24号
債務者　秋山　皓史
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番７―505号
債務者　河合　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１号
大阪市住吉区沢之町１丁目８番23号
債務者　山口　光子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６０号
大阪市東住吉区駒川１丁目15番16号　飯塚ビル３階
債務者　浦冨　　操
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６１号
大阪市東住吉区駒川１丁目15番16号　飯塚ビル３階
債務者　浦冨伊津美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目４番31―101号
債務者　東瀬戸知治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４３号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―409号
債務者　蓮池　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４５号
大阪市生野区新今里７丁目４番６―211号
債務者　小南　純子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部